

# 国民の視点に立った社会保障制度改革の成案に向けて



総務省

平成23年5月23日

総務大臣 片山善博

# 社会保障制度改革の成案化に向けての視点

## ① 国民にとっての社会保障サービスの給付と負担の全体を提示

⇒・国民の視点に立てば、社会保障サービスは、現金給付と現物給付が一体的に提供され、補助事業か地方単独事業の区別はない。制度改革に伴う給付と負担の推計については社会保障サービス全体で把握し提示

<参考> 国庫補助事業と地方単独事業の例

・がん検診は、子宮頸がんや乳がんについては国庫補助事業だが、胃がん、肺がん等は国庫補助事業から地方単独事業に移行

## ② 自己決定・自己責任の強化・拡充(制度の簡素化や柔軟性の確保)

⇒・制度の運営に係る規制を簡素化、柔軟化し、必要最小限のものを法令で定める。それ以外は地方自治体の裁量に委ね、自己責任の下で運営。現場の経験を制度に反映させるしくみを構築

<参考>

・介護予防の充実の必要。市町村の介護予防事業について事業量の制限がある(介護給付総額の2%以内)

・サービスを必要とする人に包括的なケアを提供できるような拠点を整備(総合プラットフォーム・ワンストップサービス)

## ③ 国民健康保険制度の持続可能性の確保

⇒・国民健康保険を都道府県単位化することにより、保険料の格差是正や財政基盤の安定化を推進  
(将来的に、国民健康保険及び被用者保険の一元化を視野)

・国保に低所得者が集中する構造に鑑み、公費配分や被用者保険との財政調整等により財政基盤を強化

<国民健康保険の構造的な問題>

・1人当たり保険料の全国格差:4.8倍(H20) 年額最高:135,188円、最低:28,132円(国保加入者1人当たり平均所得:79万円)

・無職者、低所得者の状況(H20) …無所得世帯割合:26.3%、保険料軽減世帯割合:40.6%

(参考) 保険別の加入者一人あたり保険料/所得(一部推計) 国保 10.5%、協会けんぽ 8.7%、健保組合 5.9%

# 国民の視点から見た社会保障サービス

- 国民の視点から見ると、年金を除く社会保障サービスは、地方公共団体から、補助事業と地方単独事業の区別なく提供されている。
- このため、国民に対する給付と負担の視点から、社会保障制度改革に伴う費用推計を行う際には、地方単独事業を含めた社会保障サービス全体を対象に。

## 社会保障サービスにおける補助事業と地方単独事業の例

項目	補助事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1/2)	予防接種自体(インフルエンザ等)【1,110億円】
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)	一般的保健所経費【2,630億円】
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診【850億円】
児童福祉	子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1/3)	児童相談所【350億円】、乳幼児医療費※【2,400億円】
保育所経費	私立認可保育所(1/2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設) (保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担 1割水準まで軽減)(国1/2)	その他障害者医療費※【2,150億円】
生活保護	生活保護扶助(国3/4)	福祉事務所(ケースワーカー等)【750億円】
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減【3,670億円】

注: 地方単独事業の金額は、総務省調査による平成20年度決算値

下線部の地方単独事業は、過去、全部又は一部が国庫補助事業だったが、一般財源化され、地方単独事業に移行したもの

※: 地方単独事業として乳幼児や障害者を対象に医療費助成を行った場合、医療費が増えるという理由で市町村国保に対する国庫負担金が減額される  
(平成20年度実績 350億円(うち乳幼児分69億円))

# 社会保障サービスの給付と負担の全体像と実施体制

- 年金を除く医療、介護、子育て等の社会保障サービスのほとんどは地方自治体が担っている。
- 社会保障サービスには国直轄、国補助事業、地方単独事業があるが、国民の視点から見れば一体的に提供されており、給付と負担を検討するにあたっては、全体を把握し、提示。

